

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年12月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000285号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000067号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月25日は22万5,000円、平成21年7月17日及び同年12月18日は17万5,000円、平成22年7月23日及び同年12月24日は25万円に訂正することが必要である。

平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成21年7月17日  
③ 平成21年12月18日  
④ 平成22年7月23日  
⑤ 平成22年12月24日

請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与支給明細書(写)及び預金通帳(写)により、請求者は、請求期間①に22万5,000円、請求期間②及び③に17万5,000円、請求期間④及び⑤に25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000301号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000068号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報、C銀行D支店から提出された請求者の預金取引明細表(写)及び複数の同僚から提出された請求期間の賞与に係る「給与支給明細書」(写)から、請求者は、同社から請求期間に22万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000172号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000065号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②から⑤までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年2月1日から平成30年1月1日まで  
② 平成28年6月2日  
③ 平成28年12月2日  
④ 平成29年6月2日  
⑤ 平成29年12月4日

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における平成28年2月から平成29年8月までの標準報酬月額が30万円から32万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額が30万円から34万円にそれぞれ見直されているが、当該見直し後の標準報酬月額は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間②から⑤までについて、厚生年金保険の記録では、A社における標準賞与額が、請求期間②は56万7,000円から64万4,000円、請求期間③は67万1,000円から72万4,000円、請求期間④は61万9,000円から66万7,000円、請求期間⑤は69万4,000円から74万7,000円にそれぞれ見直されているが、当該見直し後の標準賞与額は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①から⑤までについて、当該見直し後の標準報酬月額及び標準賞与額に相当する報酬額が支払われていたため、それぞれ当該見直し後の標準報酬月額及び標準賞与額を保険給付の対象となる記録に見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された請求者の当該期間に係る賃金台帳(写)、給与支払に係る正誤表及び給与改定既支給明細(写)並びに事業主の回答により、請求者は、当該期

間に係る標準報酬月額決定の基礎となる期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額決定の基礎となる期間の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、上記の賃金台帳（写）、給与支払に係る正誤表及び給与改定既支給明細（写）において確認できる請求者の請求期間①に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成28年2月から平成29年8月までは32万円、同年9月から同年12月までは34万円）は、オンライン記録により確認できる請求期間①の標準報酬月額（30万円）を上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できる上、A社は請求期間①の厚生年金保険料控除額について、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料のほかに控除していないと陳述していることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②から⑤までについて、A社から提出された当該期間に係る賃金台帳（写）及び給与支払に係る正誤表並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与額の支払を受けていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、上記の賃金台帳（写）及び給与支払に係る正誤表において、請求者の請求期間②から⑤までの賞与額に見合う標準賞与額（請求期間②は64万4,000円、請求期間③は72万4,000円、請求期間④は66万7,000円、請求期間⑤は74万7,000円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額（請求期間②は59万7,000円、請求期間③は67万1,000円、請求期間④は61万9,000円、請求期間⑤は69万4,000円）を上回るものの、事業主が源

泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準賞与額（請求期間②は59万6,000円、請求期間③は67万1,000円、請求期間④は61万8,000円、請求期間⑤は66万3,000円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額と同額又は低い額であることが確認できる上、A社は請求期間②から⑤までの厚生年金保険料控除額について、貸金台帳に記載されている厚生年金保険料のほかに控除していないと陳述していることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求期間②から⑤までについて、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②から⑤までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000295号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000066号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年8月21日から同年9月1日まで

私は、昭和55年8月31日までA社に勤務し、同年8月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、昭和55年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和55年8月31日までA社に勤務し、同年8月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うと主張している。

しかしながら、事業主から提出された昭和55年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)及び健康保険失業保険控簿(写)における請求者の退職年月日は、昭和55年8月20日と記載されている上、請求者のA社に係る雇用保険の離職日は昭和55年8月20日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における請求者の同事業所に係る資格喪失年月日と符合する。

また、事業主は、請求者が請求期間に勤務していれば昭和55年8月21日から同年8月31日までの給与が日額で計算して支払われるが、賃金台帳の昭和55年9月分の欄にはその記載はない旨回答及び陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、i) 事業主は、給与は、毎月20日締め、当月25日支払、保険料控除方法は翌月控除であり、請求者の請求期間に係る保険料については、控除していない旨回答していること、ii) 請求者は、昭和51年11月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できるところ、事業主から提出された昭和51年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)によると、同年11月分の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同

年 12 月分の給与から保険料が控除されていることが確認できることから、A社における厚生年金保険料の控除は翌月控除であると認められ、昭和 55 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)の 8 月分の給与から控除されている保険料は同年 7 月分であり、請求者の給与から請求期間に係る保険料が控除されていたとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。